



令和3年(2021年)4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る 届出書の提出先が一部変更となります。

指定を受けている全ての事業所等及び主たる事務所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、原則として

都道府県知事から中核市の長へ変更

となります。

なお、この法改正に伴う、区分変更の届出書の提出は必要ありません。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)により、介護保険法(平成9年法律123号)の一部が改正されました。」

区分	届出先 (現行)	届出先 (令和3年4月1日以降)
① 指定等を受けている事業所等が2以上の都道府県の区域、かつ、3以上の地方厚生局の区域に所在する事業者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
② 指定等を受けている全ての事業所等の所在地が2以上の都道府県の区域、かつ、1又は2の地方厚生局の区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で指定を受けている全ての事業所等及び主たる事務所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長	市町村長
④ 指定を受けている全ての事業所等及び主たる事務所が同一指定都市内に所在する事業者	指定都市の長	指定都市の長
⑤ 指定を受けている全ての事業所等及び主たる事務所が同一中核市内に所在する事業者(※)	主たる事務所の所在地の都道府県知事	中核市の長
⑥ 上記以外の事業者	北海道知事	北海道知事
主たる事務所の所在地が北海道内(札幌市を除く)	主たる事務所の所在地を所管する各(総合)振興局社会福祉課	主たる事務所の所在地を所管する各(総合)振興局社会福祉課
主たる事務所の所在地が札幌市又は道外(指定等を受けている全ての事業所等の所在地が北海道内にあって、事業者の主たる所在地が道外の場合に限る)	保健福祉部福祉局施設運営指導課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課

(※) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く(届出先は都道府県知事のまま変更なし)。

